

大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から[大阪府暴力団排除条例](#)が施行されます。公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

- 1 対 象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）
- 2 様 式 別 紙 （[元請用](#)、[下請用](#)）
- 3 提出期限
 - ・元請負人は、事後審査の段階で、電子入札公告に示す日時までに、府へ提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて府へ提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収
 - ・府の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間（2年又は1年+改善されるまで）入札参加除外措置を行い、公表
 - ・下請負人等で府の入札参加資格を有していない場合、一定期間（2年又は1年）公表
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
 - ・府の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、3カ月の入札参加停止
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）
- 7 施行日 平成23年4月1日
- 8 F A Q
 - ・誓約書の提出に関する質問については、FAQのとおり。

（お問合せ先）

大阪府 総務部 契約局 契約総務課 監察グループ TEL： 06-6944-6162
--

（誓約書の提出範囲）

Q1 誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額（資材・原材料等の納入契約金額）が500万円以上の下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

- 全ての契約（工事、建設コンサル、委託役務、物品購入）を対象として、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等については、誓約書の提出が必要です。
ただし、契約の相手方（元請負人等）が契約する自ら製造する物品等を納入する製造業者については、誓約書を提出する必要はありません。

（数度の契約の場合）

Q2 500万円未満の取引では誓約書は必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500万円以上の取引になった下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

- 同一案件における次の場合には、その契約金額の総額が500万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。
- ・ 同一業者が複数回受注する場合
 - ・ 複数現場の一括契約、資材の一括購入をする場合

（元請負人の確認）

Q3 元請負人は、下請負人が契約した契約金額500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

- 下請負人等からの誓約書の徴収については、それぞれの契約関係において、契約書（標準請負契約書第7条第2項）及び誓約書（誓約書第5項）に基づき、その提出を求めるものであり、契約金額が500万円以上のものについては、元請負人を通じて大阪府に提出しなければなりません。

下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人を指導してください。

(誓約書の押印)

Q4 誓約書に押す印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

- 誓約書に押す印鑑は、契約書に使用する印鑑を押印するようにしてください。
また、下請負人には、下請負人との間で締結する契約書や注文請書に使用する印鑑を押印するように指導をお願いします。

(提出先・提出時期)

Q5 元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

- 入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。
- 基本的に、開札後に事後審査書類の提出を求める場合は、誓約書を事後審査の書類と併せて提出することになります。
なお、委託役務、物品購入等で、開札後に事後審査の書類を提出しない場合は、原則として契約の締結時に提出することとなります。
- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

(下請負人が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー)

Q6 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人が誓約書に違反（暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約を解除しなければなりません。また、大阪府として、違反者と契約を行っていた元請負人等から事情聴取を行うこととなります。
この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただ、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

- 元請負人が誓約書を徴していない場合は、入札参加停止となるほか、入札参加除外措置の措置要件に該当するのかが調査を行ったうえで、必要な措置を行います。
- 契約解除については、いままでの取扱いと変わらず、大阪府が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。
指導を受けた際にスムーズに下請契約を解除できるように、下請契約を締結するときは、大阪府と同様に契約書に当該契約の解除条項（標準請負契約約款第47条の3）と下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項（標準請負契約約款第7条第4項、第47条1項第6号）を盛り込むようにしてください。

（誓約書の不提出と元請負人のペナルティー）

Q7 下請負人等が誓約書を提出しない場合は3ヶ月の入札参加停止とありますが、提出が無い場合は元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書（契約金額500万円未満を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。
- しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しないというときは、誓約書の提出先へ報告をお願いします。
- 必要な指導や報告を行っていれば、入札参加停止に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠るなどの場合には、入札参加停止措置を受けることがあります。